

(主要部分の日本語仮訳)

「仏暦 2548 年非常事態における統治に関する勅令」(非常事態令)  
第 9 条に基づく決定事項 (第 3 号)

非常事態令第 9 条に基づく決定事項第 2 号における例外規定を明確にするため、決定事項第 3 号を以下のとおり示す。

第 1 項 夜間外出禁止措置の例外を規定した非常事態令第 9 条に基づく決定事項第 2 号第 1 項 (4 月 2 日付) に代わり、以下を禁止措置の例外とする。

(1) 政府決定、告示、もしくは警察、軍、文官公務員の指示において定める、タイ当局の職員もしくはこれを補佐する職員

(2) 患者もしくは医師への面会が必要な者、及びこれらを支援する者、ないし医師、看護師、及び医療従事者、といった保健関係に携わる者

(3) 食品、薬品、衛生用品、医療機器、各種消費財、農産品、燃料、郵便物、小包、新聞、もしくは輸出入品、といった物資の輸送に携わる者

(4) 政府施設への隔離対象者の移送、もしくは法に定められた自己観察、自己隔離を行う者、ないしは空港並びに停車場との間の移動を当局から許可された者、といった人の移動に携わる者

(5) ホームレス支援者、揮発油集積所の従業員、商品もしくは食品の運搬者、電気、水道、汚水の調査及び修繕者、通信関連の修繕、改善に携わる者、金融機関、証券、保険、災害支援、災害予防及び減災に携わる者、事故に際して活動が必要な者もしくは郡長、村長、行政職員ないしは捜査関係者との連絡を行う者、といった人々の便宜のために活動する者

(6) シフト制で働く者、公務、民間、工場もしくは警備といった従来から夜間に交代する必要がある勤務に従事する者、漁業、生ゴム採取、野生動物保護等に携わる者、といった限定された時間帯で作業を行うことが避けられない者

(7) その他、当局職員がその都度に限って許可を与えた場合

上記細則 (1) から (6) の対象者は、国民 ID もしくは他の身分証明書、及び業務の必要性に係る文書、物品やサービスに関する文書、チケットや移動に係る文書を携行し、係官に提示するとともに、検温をはじめとする当局が定める感染予防措置を履行しなければならない。上記細則 (7) の場合は、村長、郡長、市長、区長、警察署長、もしくは現場を管轄する者から許可を与えられたことを示す文書を携行しなければならない。

第 2 項 上記第 1 項 (1) から (6) までの例外規定以外で必要に応じ、バンコク都及び各県知事は、首相の了解を得た上で、所轄の地域、条件、及び期日の範囲で例外を指示する場合がある。

第 3 項 刑法、道路交通法、薬物法、賭博法、感染症法といった法令に違反した者、及び非常事態令違反した者に対し、当該罰則規定に基づいて速やかに罪を問う。

以上の内容は、仏暦2563年（2020年）4月10日以降、変更があるまで適用される。

仏暦2563年（2020年）4月10日  
プラユット・チャンオーチャー 陸軍大将 首相